

3年度 公文書開示（2月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	R4.2.1	R4.2.15	選挙運動費用収支報告書 (令和元年7月21日執行参議院議員選挙)に添付の領収書を徴し難い事情あった支出の明細書	1		1													・東京都情報公開条例第7条第2号 振込明細書の銀行名、銀行番号、支店番号・口座(当座)番号、電話番号は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため、非開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号 領収書等の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、非開示とする。	選挙管理委員会事務局 選挙課
2	R4.2.14	R4.2.28	令和3年10月31日執行衆議院議員選挙(東京1区)候補者〇〇について提出された (1)選挙運動用ポスター作成契約書 (2)ポスター作成契約届出書 (3)ポスター作成枚数確認申請書 (4)ポスター作成証明書 (5)ポスター作成にかかる支払金口座振替依頼書 (6)ポスターの作成にかかる請求書	1		1													・東京都情報公開条例第7条第2号 個人の電話番号等については特定の個人を識別することができること、また、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利を侵害するおそれがあることから非開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号 印影については偽造等による犯罪の予防のため非開示とする。	選挙管理委員会事務局 選挙課